

## 令和2年度横浜市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度横浜市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |              |                            |               |                            |
|--------------|----------------------------|---------------|----------------------------|
| (1) 水再生センター  | 11 箇所                      |               |                            |
|              |                            | 年間総処理量        | 552,165,000 m <sup>3</sup> |
|              |                            | 1日平均処理量       | 1,513,000 m <sup>3</sup>   |
| (2) ポンプ場     | 72 箇所                      |               |                            |
|              |                            | 年間総揚水量        | 255,267,000 m <sup>3</sup> |
|              |                            | 1日平均揚水量       | 699,000 m <sup>3</sup>     |
| (3) 主な建設改良事業 | 管きよ、ポンプ場及び水再生センター等<br>整備事業 | 53,557,031 千円 |                            |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

### 収 入

<b>第1款 下水道事業収益</b>	<b>132,347,635 千円</b>
第1項 営業収益	99,316,622 千円
第2項 営業外収益	32,612,942 千円
第3項 特別利益	418,071 千円

### 支 出

<b>第1款 下水道管理費</b>	<b>121,299,293 千円</b>
第1項 営業費用	112,802,181 千円
第2項 営業外費用	8,210,736 千円

第3項 特 別 損 失	276,376 千円
第4項 予 備 費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 61,541,515 千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

### 収 入

#### 第1款 下水道事業資本的収入 **69,562,901 千円**

第1項 企 業 債	53,456,000 千円
第2項 補 助 金	15,100,000 千円
第3項 負 担 金	9,630 千円
第4項 出 資 金	986,852 千円
第5項 その他資本的収入	10,419 千円

### 支 出

#### 第1款 下水道事業資本的支出 **131,104,416 千円**

第1項 建 設 改 良 費	57,198,427 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	73,890,904 千円
第3項 投 資	5,085 千円
第4項 予 備 費	10,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道管きよ修繕工事 及び維持管理委託	令和3年度	620,000 千円
ポンプ場修繕工事	令和3年度	73,000 千円

水再生センター修繕工事	令和3年度	606,000 千円
水再生センター・ポンプ場 改良工事	令和3年度	280,000 千円
下水道整備工事 及び設計・測量等委託	令和3年度から 令和5年度まで	47,000,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 下水道整備事業費に充てるため。
- (2) 限度額 31,145,000 千円
- (3) 起債の方法
  - ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
  - イ 起債の時期は令和2事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。
- (4) 利率 年5.0%以内  
ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。
- (5) 償還の方法
  - ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
  - イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、20,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(他会計からの補助金)

第9条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,951,417千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,000,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
(1) 取得する資産	車 両	排 水 ポ ン プ 車	2 台

令和2年2月13日提出

横 浜 市 長                      林                      文                      子